

平成 28 年度第 4 回文化財保護審議会 会議要録

日 時：平成 29 年 3 月 15 日（水）午後 1 時 30 分～

場 所：福社会館第 3 集会室

出席者：委員 8 名 事務局 3 名

傍聴者：なし

<議 事>

1 会長挨拶

2 報告事項

文化スポーツ課報告

(1) 第 29 回郷土誌フェアの実施結果について

→ 委員より特に意見なし

(2) 文化財防火デーの実施結果について

→ 委員より特に意見なし

(3) こだいら遺跡ウォークの実施結果について

→ 委員より特に意見なし

(4) 旧小平村役場門柱に関する文化財説明看板の設置について

→ 委員より特に意見なし

(5) 文化財講演会「岩宿遺跡と鈴木遺跡」の開催について

→ 委員より特に意見なし

(6) 鈴木遺跡国指定史跡化推進事業の進捗について

①総括報告書作成

ア 鈴木遺跡 GIS システムに石器出土位置データの入力及びシステム調整を実施中。

→ 委員より特に意見なし

イ 黒曜石産地分析のため、分析対象石器を東京学芸大に搬入、現在分析作業中。

【委 員】 黒曜石はいろいろ種類があるのか？

【事務局】 地質学的に黒曜石と呼ばれる石は一種類ですが、産地は信州等国内に沢山あります。

【委 員】 産地は全部違うのか。

【事務局】 産地については、信州の中でも何ヶ所かあって、箱根や神津島、それから茨城県の方とかにもありまして、その産地毎に地質が多少違うので、含まれる微量元素が違います。蛍光 X 線という方法で分析すると、その特定微量元素の含有量が判明します。特定産地の分析結果と鈴木遺跡出土黒曜石の分析結果が同じ数値を示せば、鈴木遺跡出土黒曜石がその特定産地から持って来られた

物であるということが分かります。

②史跡指定同意取付

ア 史跡指定を目指す範囲の地籍及び地権者確認完了

→ 委員より特に意見なし

イ 史跡指定後の固定資産税軽減措置について

【委員】 地方自治体における史跡指定に伴う固定資産税の軽減について、決まりはあるのか？それとも市町村ごとの個別対応なのか？

【事務局】 一律ではありません。地方税法において、土地の固定資産税の算出の際、第388条第1項に固定資産評価基準によって決定するとあり、その中に市長は宅地の状況に応じ必要がある時は路線価に所要の補正を適用してもよいと定められております。そのため、地中に障害物がある事によって土地所有者が不利益を被る場合は、一律では無くその市町村ごとに検討して対応をしています。

埋蔵文化財、すなわち史跡は地下障害物、例えば下水管等と同様の取り扱いとなるようです。

③都史跡追加指定

鈴木遺跡範囲のうち、鈴木遺跡保存管理等用地及び鈴木町1丁目390番地保存区を都史跡に追加指定（平成29年3月9日付）

【委員】 小平市が鈴木遺跡の国指定史跡化を推進するにあたり、鈴木遺跡資料館等も、市民が本当にそこに面白そうだなと関心を持っていただかないと足を運んでもらいつらい施設と想定されるので、発想を変え、市民に来てもらうのではなく、不特定多数が集まる市役所の一階のエントランスのところ等に展示ケース一つでも二つでも、パネル一つでも二つでもよいのでこの取り組みについての展示コーナーを設けられたら、より市民の方々に鈴木遺跡の現在の動静についてご理解をいただける機会が増えるのでは？ぜひ取り組んでいただきたい。

【委員】 国指定史跡化を推進しているという事を市民に明示するという事は良いです。ですが、今事業が進捗中で史跡保存イメージが固まっていない状態で市民に先行PRして、いざ史跡に行ってみたら残念な内容だったと思われるのはどうかなと考えます。そのため、市全体として史跡保存すれば人を呼び込めると思い込んで事業を進めてしまうというのもどうかと思います。

まずは史跡をとりまく色々なニーズや、整備後の史跡の活用等も含めて十分検討しなければなりません。

たとえば、岩宿博物館というのは岩宿遺跡が史跡整備された時はかなり大々的にPRして、近くには石器亭というレストランも出来たりして、一階には土産物売り場の建物もあつたりしました。開館当初は多数来館しますが、継続的にリピーターが来る施設では無いという事で、これら付属施設は2度目

に行った時には閉店していました。確かともに2~3年間しか営業できなかったと聞いております。そのような事になってしまっても困ります。

国史跡に指定されると周知活用事業についても補助金が交付してもらえるので、整備の一環で周知も一気にやるのも方法かと考えています。

とはいえ、市役所エントランスは、スペースの問題もあってなかなか確保することは難しいとは思いますが、例えば文化スポーツ課のカウンターの一部を使用して展示をすとか、市役所に文化財専用のサイネージを天井から設置すとか、周知活動は何かできることからでも検討していきたいと考えます。

【委員】 常々感じるが行政は広報活動が下手だと思う。積極的に広報したが、やっても人が来ないというので止めてしまうことが多い。考えよう、やりようがあると思います。すぐ成果が出ないからと言って消極的にならず、粘り強く市として考えていかれたらいいと思います。

【委員】 パチンコ店を例にとると、事ある毎に新装開店と看板が出ています。内容が変わらなくても状況が変わって来るといかにも新しくなっているように見せると。それによって内容がそんなに変わっていなくても見てみようという気にさせられるのです。こうした周知上のテクニックは必要だと思います。

他にも、高知の日曜市に行くと、毎日今日は私の誕生日という安売りをしている人がいます。凄い歳になっていると思いますが、毎日自分の誕生日として、いわゆる平成の大売出しという物です。そういう宣伝の仕方もある必要ではないか。

(7) 鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の進捗について

平成 28 年度

- ①鈴木遺跡保存管理等用地整備に伴う旧研修棟解体工事の完了について
- ②鈴木遺跡保存管理等用地整備に伴うプール等解体工事設計について

平成 29 年度

- ①鈴木遺跡保存管理等用地整備に伴うプール等解体工事
- ②(仮)鈴木遺跡保存管理等用地整備基礎調査

【委員】 今後の整備計画で、鈴木遺跡保存管理等用地内に博物館等公共建物建設の可能性はあるか？

【事務局】 現在都の史跡に指定されており、また国指定史跡を目指しているので、建物を建てることは考えておりません。

【委員】 基礎調査では、どんなことを検討するのか？

【事務局】 保存区は、基本的には遺跡を保存する為に指定して、当時のまを後世に伝えるという目的があります。

史跡指定されるとその史跡のガイダンス施設の建設に対する文化庁から補

助金を交付してもらうことが可能となりますが、文化庁の基本的なスタンスとして、その建設場所は原則史跡の指定の範囲以外に作るように、という原則があります。というのも、遺跡が造営された当時は、ガイダンス施設は存在しないためです。

あくまで、「史跡範囲内は可能な限り当時の景観の復元を目指す」のが基本的な史跡整備の考え方です。

整備に当たっては、原則遺跡保存区なので、遺跡の保存が大前提であり、市民に便利になるような施設を遺跡を破壊してまで最優先で作る訳にはいきません。

ただし、市民にとって、史跡は存在しているだけで何もいい事は無いでは、その史跡は市民に愛されず後世に継承されていきません。

そこで、遺跡がすでに存在している中で、どのように整備したら遺跡の保存も出来て、尚且つ市民の利便性も上がるか、公園等の設計経験豊富なプロの方に依頼し、周辺環境等を含めて様々な整備上必要な現況調査をしてもらって課題を整理し、遺跡公園等を作るうえでの遺跡の保存と市民の利便性のちょうどいい両立できる落とし所を模索し、たたき台となるような史跡整備イメージを作ってもらいたいと考えております。

【委員】 鈴木遺跡で想定される史跡公園とは、基本的には何も施設が無い場所で、遺跡保存区のような公園形態か？

【事務局】 基本はそうです。

【委員】 鈴木遺跡保存管理等用地は、整備後は公道からバスが入って、敷地内に入ると聞いている。だとするならば、整備工事で史跡を見学出来るようなスペースはどうするのか。

【事務局】 そこは遺跡の保存と利用者の利便性の間で調整が必要な点です。鈴木遺跡を知りたいので史跡広場を訪れたい方に、敷地内に舗装路を作れませんので、申し訳ありませんが歩いてご来場ください。というのは利用者に対し生活上不便を強めます。公共施設の整備において、身障者への配慮は必要です。では、どうやったら遺跡を破壊せず、かつ史跡として当時の景観を再現しつつ、現代の我々の生活社会の中に史跡が位置づけられるのか、というのを、この基礎調査で考えていきます。

【委員】 文化財保護審議会には整備イメージが完成したときには示されるだろうが、整備イメージの検討途中の段階から随時報告されていくのか？

【事務局】 平成 28 年度から、文化財保護審議委員会がこれまで年間 3 回開催だったのが 1 回増えて 4 回になりました。その理由は、この整備事業を進めるにあたって、審議委員の皆さんからも意見を聞くような機会を増やすという目的があります。逐一報告をさせていただいてご意見をいただく機会があるものと想

定をしていただいていいかと思います。

今後は、まず基礎調査をしてたたき台を作り、翌年以降市民の皆さんに意見をもろうような場を設定します。その手法はアンケート調査や住民説明会等様々な方法がありますが、それも基礎調査で検討していきます。

3 議題

天然記念物の指定について

①指定対象樹木所有者の指定同意に関する意向調査結果について

【事務局】 今回、神社側の意向は、指定していただいていた結構ですとの回答が得られました。

神社側の談話として、過去に幸い拝殿には当たらなかったが長枝が折れて落下したことがある、そのため日常管理は普段からやっている、そして、指定された以後も神社としては必要な日常管理はやりたい、とのことでした。

基本的に天然記念物の管理は、指定しても市の所有物にならない限りは所有者の方にしていただきます。市は指定すると、保存上必要な維持管理に補助を行う、というのが考え方の原則です。

天然記念物の普段の日常管理を所有者がというのは、文化財保護条例上は問題は無いです。

ただし、保存に影響を及ぼすかもしれないような大幅な剪定等をしたという場合は、現状変更の届出と市からの許可が必要になります。では、どこまでを現状変更の許可基準にするかですが、基本的に天然記念物の保存に影響を及ぼすほどの強剪定は認められません。

【委員】 市は天然記念物を指定した前後で所有者への対応は変わるのか？

【事務局】 天然記念物は条例上、指定を受けると市は調査や保存上必要な事は指示や勧告が出来ます。例えば、天然記念物が枯れそうになっていて放置されているような状況があったら、根周りの土壌を入れ替えて樹勢回復を図るとか、樹木医の診察を紹介する等の提言や、その実施にあたって所有者が財力が小さい際に補助をする等です。こうした提言は増えていくと思います。

②指定類例調査結果について

【委員】 樹木は地理的に好条件であれば成長は早い事もあるが、だいたい私たちが大樹として認識されている樹木は、江戸時代にすでに相当な大きさであった場合がほとんどである。

そして、特に国の天然記念物では、由緒が指定された経緯があるものが多いと思う。戦前の天然記念物は、いわゆる歴史上の偉人が植えたなどのいわれがあると指定された。また、樹木保存に熱心な人が天然記念物指定に尽力すると、かなり指定候補としてランクが低いものでも指定されてしまう傾向がある。

小平市は、玉川上水の開削により生まれた新田集落が起源の町のため、歴史が浅く余り古い樹木が無いのが残念だが、それはやむをえない。

小平のような地域では、指定候補は非常に少ないが、誰が見ても立派とわかるという「竹内家のケヤキ」一株だけではなくて、やはり市内には天然記念物は複数あって欲しい。隣の武蔵野市や西東京市の指定状況と比較すれば、熊野宮の樺については十分に指定されるべき資格を有すると思う。鈴木稲荷神社の方もほとんど差は無い。

③今後の予定について

【委員】 天然記念物は、指定されると現状変更制限がかかるようになる。しかし、最低限の維持管理のための現状変更は必要だと思う。現状のまま放置すると危険だと思われる状態の時には、対策を取らないと最悪の場合は天然記念物を失う事になってしまう。また、人や建物にも被害を及ぼすこともありうる、それは問題なので、管理をきちんとしないといけないと思う。

【委員】 武蔵野市では、今から20年くらい前のちょうど緑化ブームの時、かなり積極的に天然記念物の指定に動いた時期があった。その当時、住宅地に街路樹の珍しいものが指定について検討されたことがあった。街路樹なのでせいぜい10メートルくらいで、はじめは整った姿をして手入れをしていた。しかし、自然樹形が望ましいという意見が出て、手入れをしなかった為に20年間くらい伸びてしまった。そして、非常に大きな木だからぜひ天然記念物指定をすべき、との方針となった。しかし私は、これは街路樹だから本来の姿に戻すべきではないか、もしこの状態で放置すると長い枝は非常に風に弱く折れる可能性があり、危険であると提言した。その樹木が指定されたかどうかはちょっと記憶に無いが、その後台風が来た際にやはり折れてしまい、人害は無かったが建物を破壊したためすぐに伐採されてしまった。

【委員】 神社側の談話では、熊野宮にはもともと多数の樹木があったが、それらは台風でたくさん倒れてしまったとのことであった。

そうした中で夫婦ケヤキが倒れずに残ったのは、そもそも枝が余り伸びすぎていなかったのではないか。風を受けて倒れたり折れたりするような枝は伸びていなかったのではないか。というのは、配布資料の写真の樹形を見るとだいぶ伸びているが、自分が初めて見た時はもう少し整った姿だったような記憶がある。ある時期に枝を剪定するなど最低限の手入れはしていると思う。

【委員】 植物を専門とする委員に伺います。今回の指定候補を指定してよい理由を明確にしてほしい。

【委員】 小平には天然記念物が非常に少ない。現在は竹内家のケヤキだけである。近隣市と比較すると武蔵野市、西東京市でも文化財としてケヤキが指定されている。

- 【委員】 他との比較ではなくて、これを市の指定にしているのかどうか、専門家の立場から理由を示してほしい。
- 【委員】 小平市内ではこのクラスの大きさの樺は他にはない。そして神社の神木としてシンボリックな存在であること、生育状態も健全である。他のカテゴリの文化財と比べ、少なくとも200年300年と経っている上、大切に保存されている。天然記念物として十分価値はあり、私は指定すべきだと思う。
- 【委員】 この理由だけでよいか。
- 【委員】 ただの文化財という事では無く、植物としての天然記念物である。文化財としてはそれにまつわる伝承などがあつた方がよいだろうが、天然記念物としては無くても別にいいと思う。自然物として指定してよければそれだけの条件でいいと思う。
- 【委員】 今回の指定対象は、人が植えたものであるから完全に自然とはいえない。
- 【事務局】 今回調査した限り、伝承の無い樹木でも指定されている天然記念物はたくさんあります。添付資料には掲載しませんでした。今回調査した中でも大きく立派であるという理由で指定されている事例はたくさんありました。
- 【委員】 希少性のある動植物の天然記念物でそれらに必ずしも伝説があつたりはしない。謂われは二次的な要素であり、天然記念物としては生えている植物なり動物なりが価値があれば指定してよいと思う。
- 【委員】 小平の天然記念物を取り巻く状況は、樹木はむしろ積極的に指定し、その育成を図っていく必要がある。古樹は管理がずさんだと枯れる恐れもある。指定し管理を行き届かせ、よく育てないといけない。
- 【委員】 指定の考え方として、今回の指定候補の場合は、二本セットで指定するのか？
- 【委員】 夫婦ケヤキが左右に二本セットになっているのは、意識的に植えたものだろうと思う。ともに多少日当たりや水脈の位置の影響でそれぞれ大きさに多少の差があるが、おそらく同時期に植えたものだろう。
- 【委員】 二本セットの天然記念物は、一方が枯れた場合はどうなるのか？指定解除となるのか？
- 【事務局】 指定理由に二本セットというのを強調しすぎずに指定すればいいと思います。事例としては員数二本で指定したのが、一本が枯れて切ってしまったけれども、指定としてはまだ継続しているというのはあります。
- 【委員】 指定について反対の方は？
- 【委員】 ありません。二本セットですべきだと思う。
- 【委員】 鈴木稲荷神社のケヤキはどうすべきか？
- 【委員】 熊野宮と鈴木稲荷神社双方同時に指定を目指すという方針でよいと思います。